

みんなの かんきょう

vol.78



CONTENTS

特集

ふるさと環境フェア 2025 1

環境ふくい推進協議会 事業紹介

- デコ活ふくい 3
- 環境ふくい未来創造事業 4
- 環境教育推進事業 4
- カーボンニュートラル普及推進事業 5
- リペア・リユース推進事業 5
- プラスチックごみ削減推進事業 5

県事業の紹介

- 太陽光・蓄電池の補助金 6
- 次世代自動車普及啓発事業 6
- VPPを活用した容量市場への参画 6
- ふくいの未来へつなぐ環境学習事業 7
- 大学生のエコラーニング事業 7
- 福井県気候変動適応センターの活動 7
- ごみ減量に向けた普及啓発 8
- 食品ロス削減の推進 8
- プラスチックごみ対策の強化 8
- 山の日全国大会 FUKUI2025 9
- コウノトリの放鳥と野外定着 9
- 年縞博物館の活動 10
- クマによる人身被害対策 10

環境ふくい推進協議会 会長表彰 受賞者一覧

..... 11

私たちの活動紹介

(小浜市加斗みどりの少年団・(株) 田んぼの天使)

..... 12

主な環境関連法令の改正情報 13



ステージイベント

1 カイリュウグリーティング

ふくい応援ポケモン「カイリュウ」と写真撮影ができるグリーティングイベントでは、子どもから大人まで、多くの来場者がカイリュウとの触れ合いを楽しみました。



©Pokémon. ©Nintendo / Creatures Inc. / GAME FREAK inc.
ポケットモンスター・ポケモン・Pokémon は任天堂・クリエーション・ゲームフリークの登録商標です。

3 エコサイエンスマジックショー

キャラメルマシンの二人による「エコサイエンスマジックショー」では、地球や環境、エネルギーといった少し難しいテーマを、驚きのマジックと軽妙な掛け合いで楽しく学びました。会場は子どもたちの笑い声で溢れ、大変盛り上がりしました。



5 RICE MEDIA トム氏トークイベント



「プラなし生活」動画で大人気のYouTuber、RICE MEDIA トムさんによるトークイベントでは、「環境問題に関心を持ってもらうには？」という来場者の間に、トムさんは「まず楽しい・面白いから入ることが大切」と語りました。来場者はもちろん、環境保全に携わる人にとっても重要な視点を提供してくれました。

2 さくらいと学ぶデコ活～クイズ大会～

さくらいと皆さんと一緒に、「デコ活って何?」「どんな行動が環境を守るにつながるのか?」など、クイズ大会で楽しく学びました。難問もありましたが、優勝者は全問正解し、賞品の「福井県恐竜博物館」のチケットを獲得しました。



4 坂井市まちづくりカレッジ高校生発表



「坂井市まちづくりカレッジ環境グループ」の高校生から、地域での環境活動の成果や活動を通して感じた課題や気づきを発表してもらいました。福井のこれからの担う高校生たちの取組みが来場者の心に響きました。

6 さくらいと一緒にデコ活抽選会

最後のステージイベントとして、デコ活抽選会を開催しました。さくらいと皆さんが番号を引き、当選者には電話がかかってくるという仕組みに、会場はドキドキとワクワクで盛り上がりしました。当選者には自分が取り組む「デコ活宣言」をしていただき、福井産のお米や県内民泊の宿泊券など豪華賞品が贈られました。



出展ブース・ワークショップ等の様子

概要
「ふるさと環境フェア」の当協議会では、県民が福井の豊かな自然環境を守り育てる大切さを考える機会を提供するため、企業・団体の皆様の協力を得て、「ふるさと環境フェア（以下、「環境フェア」といこ）」を平成21年度から開催しています。11回目となる今回は、令和7年9月27日（土）、初めて福井駅前「ハピテラス」と「AOSAアトリウム」で開催しました。テーマ「未来へつなげるふくいの環わ（「デコ活ふくい」でカーボンニュートラルな未来へ）」のもと、アクセスしやすい駅前立地で、より多くの県民が気軽に参加できるイベントとなり、当日は約4千人の方にご来場いただきました。

テーマに込めた思い
2050年のカーボンニュートラル実現には、一人ひとりの行動が欠かせません。しかし、「デコ活や「カーボンニュートラル」という言葉は重要なキーワードであるにもかかわらず、認知度が低いことが課題となっています。そこで、今回の環境フェアでは、この2つの言葉を自然に理解できるように、テーマに掲げるとともに、体験型ブースやクイズ、ステージイベントを通じて、楽しみながら学べる仕掛けを多数用意しました。

開催内容
■出展ブース
ハピテラスとAOSAアトリウムには、合計34の体験・展示ブースやキッチンカーが並び、会場は終日にぎわいました。
ペットボトルキャップアート作りでは、来場者が協力して「はびりゅう」を制作しました。また、坂井市の高校生グループ（サステナ美術館のブースでは、ピーチグラスを使ったワークショップが行われ、子どもたちが楽しみながら環境保全について学習できました。その他、ソーラートレインによる発電体験や自然素材を使った雑貨作りなど、各ブースで工夫を凝らした環境保全に関する取組みが紹介されました。



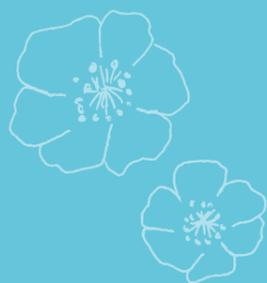
田村副会長あいさつ



中村副知事あいさつ

環境フェアを通じて、多くの方に環境を守る大切さを伝えることができました！

環境ふくい推進協議会 事業紹介



デコ活をススメ

県では、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ「カーボンニュートラル」の実現および2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で49%削減することを目標とされています。

環境ふくい推進協議会では、これらの目標達成に向け、県と連携し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る県民運動「デコ活ふくい」を展開し、家庭で気軽にできる身近な省エネ行動を促進しています。

■デコ活とは
カーボンニュートラルの実現に向けて、国民の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするため、全国的に展開されている脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動です。

新たな国民運動として愛称を国民に広く公募した結果、令和5年7月に「デコ活」という名称に決まりました。これは、脱炭素(Decarbonization)とエコ(Eco)を含む「デコ」活動・生活を組み合わせた言葉です。環境ふくい推進協議会においてもこのデコ活を推し進めるため、「デコ活ふくい」という名称で取り組みを進めています。

「ふくeco」で楽しくデコ活

令和6年度からスマートフォンアプリ「ふくeco」を活用し、家庭でできる身近な省エネ行動を推進しています。ふくecoは、脱炭素につながる行動(エコアクション)を実践するとポイントが獲得でき、貯めたポイントで賞品の抽選に参加できます。また、自分の行動によるCO₂削減量も確認できます。



「ふくeco」を楽しむ3つのポイント

Point 1
「動画で楽しく省エネを学ぶ」

家庭でできる省エネや企業の取組みを紹介する動画を毎週配信しています。動画には、福井県伝統工芸アイドル「さくらいと」や、ふくい県民応援チーム「FUKUI RAYS」が登場し、楽しく省エネを学べます。普段見られないアイドルやスポーツ選手の一面を楽しみながら、省エネについて学べるのが魅力です。

デコ活ふくい動画 (YouTube)

Point 2
「スポットを探して省エネ実践」

県内各地にある「ふくecoスポット」で、クールシェアや食事の食べきりなどのエコアクションに取り組むと、二次元コードを読み取ってポイントを獲得できます。スポットは県内に670か所以上あり、身近な場所と思わぬスポットが見つかるかもしれません。宝探し感覚でスポットをめぐる、運動しながら楽しくデコ活に参加できます。スポットの場所はアプリ内のマップで確認できます。

Point 3
「イベント参加で楽しくデコ活」

対象の環境イベント等に参加し、会場に設置された二次元コードを読み込むことでポイントを獲得できます。ふくecoを使えば、市町の環境イベントや海岸清掃を通じてデコ活をゲーム感覚で楽しめます。

Android iPhone
ダウンロードはこちらから!

皆さんも、今すぐ **ふくeco** アプリを
ダウンロードして、楽しいデコ活ライフを始めましょう!

令和7年度環境ふくい未来創造事業支援団体一覧

団体名	活動名称・概要	活動地域
福井県 キャンプ協会	【楽しいキャンプ教室 in 鯖江 ～初めてのファミリーキャンプ～】 ・家族を対象としたキャンプ体験と 環境教育の実施	鯖江市
一般社団法人 サトツナギ	【無農薬有機農法で 多様性のある農地を作ろう】 ・無農薬有機栽培による 農作業体験会と自然観察会の実施	福井市

団体名	活動名称・概要	活動地域
一般社団法人 SwitchSwitch	【若狭湾自然体験推進ネットワーク および若狭エリアの森川里湖海を活用 した新たな自然体験活動の構築事業】 ・自然体験推進ネットワークの構築 およびフォーラム開催 ・若狭の森、里、川、湖、海を活かした 新たな自然体験の実施	若狭町

■スタート応援枠
(上限20万円、最長3年)
団体を立ち上げてから5年未満の団体、新しく事業を立ち上げる団体への支援

■共働活動応援枠
(上限50万円、最長2年)
新たに他団体や企業と共働して活動する団体、新たに団体と共働して活動する企業への支援

本事業は、当協議会への寄附金を財源として環境保全活動を活性化するために、平成27年度から実施しています。

令和7年度は、スタート応援枠2団体、共働活動応援枠1団体の計3団体に対して支援を行いました。



12/6「レモンの収穫体験」((一社)SwitchSwitch)
6/29「里山教室」(福井県キャンプ協会)



12/14「環境教育フォーラム」((一社)SwitchSwitch)
9/28「大豆の収穫と試食」((一社)サトツナギ)

■ご寄附について
環境ふくい未来創造事業は、皆様のからの寄附金により実施しています。県内の環境保全活動の活性化のため、ご支援をお願いします。

ご寄附
ありがとうございました

福井信用金庫 様
北陸電力株式会社 様
北陸労働金庫 様
(50音順)

環境教育推進事業

自然体験と環境教育を通じて、参加者の環境への理解を深め、環境を保全しようとする意識を育むことを目的に事業を行っています。

令和7年度は「九頭竜湖であそぼ」と題し、親子で自然に触れることで気付きを得られるプログラムを実施しました。運営は合同会社ノーム自然環境教育事務所が担当しました。

■当日の様子
イベント当日は雨天となりましたが、森を散策しながら自然物を観察しました。クモの糸に葉を引っかけてグリーンカーテンを作ったり、ムカゴを顔に貼ってみたりと、参加者が見つけた自然物を使って遊んだり、講師から自然物の解説を聞いたりしました。

その後、見つけた自然物を使って「むしづくり」に挑戦しました。葉や枝、木の美などを組み合わせたりユニークな作品づくりに、親子で協力しながら楽しく取り組みました。参加者からは、「森でいろんなものを拾って触るのが楽しかった」「日常生活では気づけなかった」といった感想が寄せられました。

自然物を観察したり、専門家の話を聞いたりすることで、参加者は自然環境への理解を深め、環境保全への意識を高める貴重な機会となりました。



森散策時の様子



むしづくりの様子

カーボンニュートラル普及推進事業

2050年のカーボンニュートラル実現のため、県民への普及啓発は非常に重要な課題です。言葉だけを聞くのではなく、感じるカーボンニュートラルについて、楽しみながら学んでもらえるよう、昨年度から2050カーボンニュートラルカードゲームの体験会を実施しています。また、会員がカードゲームファシリテーター(講師)の資格を取得する際には費用の半分の助成も行っていきます。



2050 カーボンニュートラルゲーム体験会

ゲーム体験会を実施し、18名の方に参加いただきました。12の業種に分かれて、社会全体でカーボンニュートラルを目指しました。参加者からは、「カーボンニュートラルと経済の両立の難しさを感じた」、「各業種ごとに目指すべきゴールにリアルさを感じた」、「楽しみながら考えることができた」など、様々な意見が寄せられました。

これまでは福井市、丹南地区で開催しましたので、次回以降、奥越や嶺南地区等で開催していきます。

リペア・リユース推進事業

■修理ボランティアの人材育成
ものを修理できる人材を増やし、身近なところでリペア・リユース活動が推進されるよう「おもちゃドクター」の養成講座を毎年開催しています。

令和7年度は12月6日(土)に市民プラザたけふで、おもちゃドクター養成講座を開催し、8名に参加いただきました。

おもちゃドクターのうち、希望者にはおもちゃの修理を行うボランティア団体「おもちゃ病院」に入ってください、「子どもたちのものを大切に育てる心」を育むために活躍していただいています。現在、県内8か所でもちや病院が活動しており、各病院の活動日・活動場所等は県のホームページに掲載しています。



おもちゃドクター養成講座の様子

■環境フェアでのリユースイベントの開催
9月27日(土)にハピテラスとAOSSAにて開催した環境フェアにおいて、古本市やおもちゃ病院を開催しました。

子どもから年配の方まで、幅広い世代の方にご来場いただきました。古本市では82冊の古本を販売し、おもちゃ病院では8個のおもちゃを修理しました。

今後、県民に「ものを大切に長く使い続けること」の大切さを伝えていきます。



おもちゃ病院一覧

プラスチックごみ削減推進事業

■プラスチックごみ削減フォトコンテストの実施
近年大きな問題となっているプラスチックごみ削減のため、令和2年度から、身近にできる取り組み事例の紹介を行うセミナーの開催や映画の上映等による啓発を行っています。

令和7年度は、6月1日(日)～8月31日(日)の期間、プラスチックごみ削減につながる場面を撮影した写真や塗り絵をインスタグラムに投稿する「プラスチックごみ削減フォトコンテスト2025」を開催しました。マイボトルやエコバックの使用に取り組んでいる様子の写真や色鮮やかな塗り絵の写真等、約100件の投稿がありました。プラスチックごみ削減の発信につながりました。



フォトコンテストチラシ

県事業の紹介



太陽光・蓄電池の補助金

令和5年度から県内企業向けの太陽光・蓄電池設備の導入にかかる経費の一部の支援を開始し、令和6年度からは、県内の住宅向けにも補助対象を拡充しました。当補助金は、太陽光・蓄電池設備のセット導入と太陽光発電設備の単独導入の2つの支援メニューがあります。

再生可能エネルギーの一つである太陽光発電は、太陽光を受けることで電気を発電するものであり、各家庭で再生可能エネルギー由来の電力を消費することで、化石由来の電力使用量を削減することができます。また、設備を導入することにより、二酸化炭素の排出量削減だけ



住宅向け太陽光補助金チラシ

次世代自動車普及啓発事業

次世代自動車(EV・PHV・FCV)は、走行中に排出される温室効果ガスが従来のガソリン車と比べて大幅に少なく、環境負荷を軽減します。福井県は、一世代当たりの自動車保有台数が全国一位の車社会であり、次世代自動車への早期転換を促進することが重要です。

このため、県では次世代自動車の導入経費について、国の補助金に乗せて補助する制度を設けています。また、普及促進に向けて、EVに対する「航続距離への不安」や「充電環境の心配」などの懸念を払拭するとともに、「快適な乗り心地」や「補助金・税制優遇」などの次世代自



次世代自動車普及啓発事業パンフレット

VPPを活用した容量市場への参画

嶺南Eコースト計画に基づき、嶺南地域におけるエネルギーを活用した地域活性化に向けて、EVや蓄電池などが点在する電力需要をコントロールし、発電所のように機能させる仕組み(VPP:バーチャル・パワー・プラント)のリリースを嶺南市町と連携して拡大してきました。

VPPは、電力供給不足時の火力発電における発電抑制や、電力供給過剰時における太陽光発電の出力抑制を通じて、脱炭素や再生可能エネルギー導入拡大に貢献する取組みです。

さらにVPPを活用し、令和6年度からは嶺南市町や電力事業者と連携し、電力市場である容量市場へ参画しています。容量市場では、電力供給不足が生じた際に電力需要抑制に貢献することで、報酬を得ることができるため、VPPリリース提供者に還元することができます。

このようなエネルギー課題に対応しつつ、地域還元できるまちづくりを拡大するため、令和7年度からは公共施設だけでなく、嶺南地域の民間企業とも連携し、容量市場への参画拡大を目指しています。

電力不足

容量市場



ふくいの未来へつなぐ 環境学習事業

県内の小学生を対象に「見て、体験して、学ぶ」をコンセプトとした環境学習事業です。環境保全に寄与する技術を持つ県内企業・団体の協力を得て、敦賀市・坂井市・大野市で計6回開催しました。

●7月22日「福井県民生活協同組合」の協力のもと、COP黒河川水力発電所を見学し、発電の仕組みを学びました。さらに、ハーツるがではエシカル消費について理解を深めました。

●8月1日「北陸電力株式会社の協力のもと、三国風力発電所を見学しました。その後、キットを使って風力発電機を製作し、仕組みを体験的に学びました。

●8月5日「株式会社福井グリーンパワー」の協力のもと、木質バイオマス発電所を見学しました。その後、福井県自然保護センターでプラネタリウムを鑑賞し、光害についても学びました。いずれの回も、カーボンニュートラルへの理解を深める貴重な機会となりました。



環境教育「小学生の活動」動画



バイオマス発電所の見学

大学生のエコラーニング 事業

県内の大学生を対象に、将来の環境活動を担う人材育成を目的とした事業です。福井県まちづくりセンターに委託し、「大学生限定！アウトドア体験ツアー」として開催しました。

●【第1回】「海洋環境」をテーマに、若狭湾でのSUP体験やビーチクリーン等を通じて、海洋ごみ問題への理解を深めました。

●【第2回】「生き物の命」をテーマに、害獣や外来種を活用した食体験や里山での間伐体験を通じて、命の尊さや野生生物との共存について学びました。



環境教育「大学生の活動」



イノシシを捌く様子(第2回)



ビーチクリーンの様子(第1回)

福井県気候変動適応センターの活動

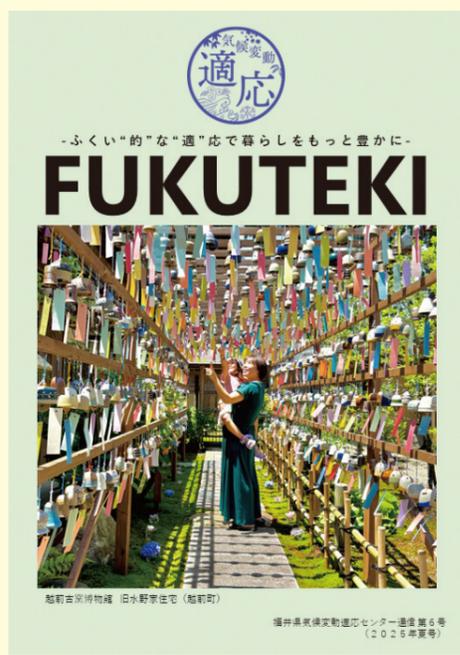
気候変動による健康被害や自然災害などの影響を防ぐためには、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」だけでなく、既に表れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、その被害の回避・軽減に取り組む「適応策」も重要です。

令和5年11月に設置した「福井県気候変動適応センター」では、まだ県民の皆様の認知度が低い気候変動適応策について、分かりやすく情報提供を行い、理解促進を図っています。



FUKUTEKIバックナンバー

具体的には、年4回、県内の気候変動に関する情報を整理した広報誌「FUKUTEKI」を発行しています。FUKUTEKIでは、身近にできる適応策や県内の適応策に関する研究など、適応に関する最新情報を掲載しています。気候変動の影響や適応策を知るきっかけとして是非ご覧ください。



広報誌「FUKUTEKI」

ごみ減量に向けた普及啓発

■「やってみよう！いざ！ごみ減量チャレンジ」家族で1週間マイナス300gチャレンジ

ごみの量が増えると、運んだり燃やしたりする際に温室効果ガスである二酸化炭素の量も増え、埋め立てる場所もどんどん少なくなっています。また、処理する経費もたくさん掛かります。

令和5年度の本県の1人1日当たりごみ排出量は830g。全国平均の821gより多く、県民1人当たり、年間3kg以上のごみを多く排出していることになりました。また、処理経費は年間101億円もかかっています。

県が実施した燃えるごみの組成調査から、食品ロスや調理くず等の食品廃棄物、リサイクル可能

な紙・プラスチック類が多いということがわかっていきます。これらのごみは普段のちょっとした心がけで減らすことができます。

令和6年度から、「3きり(生ごみの「水切り」、料理の「食べきり」、食材の「使いきり」)、リサイクル可能な資源の「分別」について、メディアを使った幅広い啓発を展開しています。その中でアンケートを実施したところ、「3きり」「分別」の実践には家族の協力が必要という回答が多くありました。そこで、今年度は、家族で減量に取り組んでもらうことで、1人1日あたりのごみ排出量を全国平均よりも少なくすることを目指すキャンペーンを実施し、多くの方に参加いただきました。

1週間で-300gを達成するために、以下の例を参考に、家族みんなでチャレンジしてみよう！

水切り Challenge: -50g 減量

食べきり Challenge: -20g 減量

使いきり Challenge: -30g 減量

分別 Challenge: -30g 減量

これで家族で1週間で-300gチャレンジクリア!!

ごみ減量チャレンジチラシ

食品ロス削減の推進

■「おいしいふくい食べきり運動」の実施

国の調査によると、令和5年度の食品ロスは約464万トンで、経済的損失は4兆円に上るとされています。一人当たりすると年間約3万円をロスしていることになりました。

平成18年度から、全国に先駆けて「おいしいふくい食べきり運動」に取り組み、平成25年度からは福井県連合婦人会と協働して地域住民への啓発、保育園等での学習会などにより、運動を推進しています。



フードロスマイスター制度

平成28年度には、本県を事務局として食品ロス削減に取り組む自治体に参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を設立し、「全国共同キャンペーン」など、連携して取り組んでいます。

食品ロスについての簡単なテストを受けて合格すると、初級の認定を受けられ、その後、「使いきりレシビ」や「冷蔵庫収納術」の講座を受け、テストに合格することで、中級、上級認定となります。毎年、多くの方に講座を受講していただいております。皆様の参加をお待ちしています。

プラスチックごみ対策の強化

■マイボトル運動の展開

県では、ペットボトル等の使い捨てプラスチックに代わり、水筒やタンブラー等の利用を推進する「マイボトル運動」を展開しています。

持参したマイボトルに購入した飲料を提供してくれる「マイボトル運動協力店」への飲食店等の登録やマイボトル利用推進に取り組み「マイボトル運動推進サポーター」への県内企業・団体等の登録を実施しています。また、令和5年度からは、6月を「マイボトル推進月間」に位置付けて、

マイボトル運動協力店

マイボトル 使ってみませんか?

ミニのぼり



マイボトル運動協力店

私たちの学校林を豊かな森に

小浜市加斗みどりの少年団(小浜市)

「小浜市加斗みどりの少年団」は、昭和55年7月に加斗小学校の児童を中心に結成された団体です。ふるさと加斗の豊かな自然環境を未来につなげていくこと、緑や森林に関心を持ち、環境に対する理解や自然愛護の精神を養うことを活動方針に掲げています。

主な活動として、学校林の混交林化、間伐材の活用、緑の募金活動、校区内の緑化などが挙げられます。中でも学校林の混交林化に力を入れて取り組み、希少な動植物の保全に努めるとともに、動植物の多様性が豊かになるよう、「NPO法人森林楽校 森んこ」の萩原氏や福井県嶺南振興局の方々の協力を得て針葉樹を間伐し、自分たちの手で広葉樹を植樹しています。また、間伐材を活用した木工品を作成し、近隣の保育園や地域との交流にも積極的に取り組んでいます。学校林を豊かな森にすることを、地域の活性化や児童のふるさと愛の醸成につなげています。

今後も学校林活動について対話を重ねて活動内容をブラッシュアップし、ふるさと加斗の美しい自然環境を未来に残していくことができるよう、活動を継続していきたいと考えています。



私たちの活動紹介

地球規模で自然循環の輪を廻す

株式会社田んぼの天使(越前町)

清らかな山水をたたえた田んぼから、自然の生態系を取り戻したい、子供たちに安全安心なお米を届けたいという思いから、平成4年に越前町(旧宮崎村)で農薬、化学肥料、除草剤を一切使用しない有機米「田んぼの天使」は誕生しました。

★農業に励めば励むほど、自然が蘇る

発酵力、環境浄化力を持つ、いと小さきもの(有用微生物群)を利用した手作りの有機肥料を用いた有機栽培は、栄養価の高いおいしい米作りだけではなく、水を通して田んぼから川を綺麗にし、海に流れて海を綺麗にするなど、地球規模で自然生態系を取り戻してくれます。

有機田には、希少種や絶滅危惧種の蛍、メダカ、ハッチョウトンボ、コウノトリなどたくさんの水棲生物、植物たちが蘇り、毎年生き物観察会を実施しています。

★小中学生に環境、食農教育

平成18年から学校給食に納入している馴染み深い有機米について深く学びたいという学校側の要請もあり、宮崎小学校5年生・6年生の生き物観察、補植、稲刈り体験、有機肥料づくりを実施しています。

次世代に田んぼの天使のメッセージを心を込めて伝えています。



令和7年度 環境ふくい推進協議会会長表彰 受賞者一覧

環境ふくい推進協議会では、環境保全活動のより一層の推進を図ることを目的として、地道に環境保全活動に努められ、その活動が賞賛に値する個人・団体・学校・企業を表彰しています。令和7年度の受賞者は次のとおりです。

個人の部(2名)

氏名(市町)	表彰対象活動	功績概要
黒川 英雄(福井市)	環境美化 ごみ減量化	環境美化地区推進委員に選出されたことをきっかけに、毎月1回、明新地区全域にあるごみステーションの外観点検や分別状況のチェックを実施しています。また、公民館や地域団体が実施するイベント等では、パネル展示を行い、正しい分別方法等の啓発活動に積極的に取り組んでいます。
高橋 健二(福井市)		

団体の部(5団体)

団体名(市町)	表彰対象活動	功績概要
西藤島庭友会(福井市)	環境美化	長年にわたり、西藤島地区の史跡や西藤島小学校等、公共施設等の樹木剪定、除草、清掃等の作業を実施しています。さらに、他地域の史跡の環境保全状況を学ぶための研修旅行を実施し、活動継続や後任増加に繋げています。
ふくい市民共同発電所を作る会(福井市)	地球温暖化防止 循環社会推進 環境教育	市民の共同出資による民家や企業等への太陽光パネル等の設置や、学習会等開催による再生可能エネルギーの普及啓発を行っています。また、災害時の自然エネルギー確保に関する学習会など地球温暖化防止の啓発を行っています。
「小さな親切」運動 敦賀支部(敦賀市)	自然環境保全 環境教育	敦賀市の海岸や公園等で「クリーン作戦」を毎年実施しています。きらめきみなと館等での清掃活動をはじめ、加入団体や地元小中学校と協力して環境美化活動に取り組んでいます。
方葉リサイクル友の会(越前市)	循環社会推進	古紙リサイクル推進のため味真野地区の5町内により結成され、毎月1回古紙の集団回収を実施しています。可燃ごみに含まれるリサイクル可能な古紙類の減量化や遠方の回収拠点まで持ち込めない町民の利便性向上にも貢献しています。
坂井市赤十字奉仕団 坂井分団(坂井市)	循環社会推進	毎月1回、団員各自が各集落等で空き缶を回収、分別し、回収業者への引き渡しを実施することで、ごみの減量化に寄与しています。さらに、アルミ缶の売却益で高齢者福祉施設等への寄附や被災地への義援金送金等を行っています。

学校の部(1校)

学校名(市町)	表彰対象活動	功績概要
小浜市加斗みどりの少年団(加斗小学校)(小浜市)	自然環境保全 循環社会推進 環境教育	「学校林」の観察や国指定の天然記念物「蒼島」での植物の調査、研究のほか、農園での野菜栽培や花壇づくり等を実施し、緑化推進の向上に寄与しています。また、地元業者と協力した間伐材でのベンチやおもちゃ作り、保育園児との交流会、緑の街頭募金など、活動をとおして自然環境保護および地域住民の意識醸成に貢献しています。

企業の部(1社)

企業名(市町)	表彰対象活動	功績概要
株式会社田んぼの天使(越前町)	自然環境保全 環境教育	コウノトリ(絶滅危惧IA類)やその他希少な水生昆虫、両生類の生息地となる「里地里山環境」を有機栽培により保全しており、令和6年度には設置した人口巣塔でコウノトリのヒナが巣立ち、越前町で初の繁殖地となりました。さらに、地元住民や小学校を対象とした学習会、観察会を実施し、生き物と共生するための環境づくりについて普及活動を継続的に実施しています。

<p>廃棄物</p>	<p>■①食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令 (令和7年 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)</p> <p>②食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令 (令和7年 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)</p> <p>概要 ①食品関連事業者が取り組むべき措置として次の内容が規定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供するよう努めること。 ・賞味期限の表示方法について、年月で表示する等の工夫を行うこと。 ・食品の特性に応じて、製造・加工日から賞味期限までの期間を延長すること。 ・食品の販売を行う事業者は、納品期限の緩和や発注を早期に行うことなど。 ・フードバンク等への食品の寄附量など定期報告に関する情報の提供に努めること。 <p>②年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連事業者の報告事項として、上記①に関連する項目が追加された。</p> <p>公布 令和7年3月24日 施行 令和7年3月24日</p> <p>■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和7年 環境省令第15号)</p> <p>概要 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年 法律第137号。以下「法」という。) に規定する電子マニフェストによる報告および通知事項について、次の改正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分受託者が法第12条の5第3項および第4項の規定により情報処理センターに報告を行うときは、再生に係る情報の報告が義務付けられた。 ・情報処理センターが法第12条の5第5項の規定により排出事業者に通知を行うときは、従前の通知内容に加えて、再生に係る情報を通知することとされた。 ・情報処理センターが法第12条の5第9項の規定により都道府県知事に報告を行うときは、その報告事項から再生に係る情報を除外することとされた。 <p>②特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年 法律第86号) 第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者が、一定以上の第一種指定化学物質が含まれ、または付着している産業廃棄物の処理を委託する場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、または付着している当該化学物質の名称および量または割合を委託契約書に含めることとされた。</p> <p>公布 令和7年4月22日 施行 令和7年4月22日 (ただし、一部の規定は令和8年1月1日または令和9年4月1日)</p>
<p>環境影響評価</p>	<p>■環境影響評価法の一部を改正する法律 (令和7年 法律第73号)</p> <p>概要 事業者が、既存の工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業を実施しようとする場合には、配慮書の記載事項のうち事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価に関するものに代えて、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえた環境の保全のための配慮の内容を明らかにすることとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣等は、既存事業に伴う懸念事項を含め、建替配慮書に対する意見を述べることが可能とされた。 ・環境大臣は、あらかじめ、事業者の同意を得た上で、事業者が作成したアセス図書をインターネットにより継続公開することが可能とされた。 <p>公布 令和7年6月20日 施行 公布の日から起算して2年を超えない範囲で政令で定める日 (ただし、一部の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日)</p>
<p>地球温暖化・エネルギー</p>	<p>■地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令 (令和6年 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)</p> <p>概要 地域脱炭素化促進事業に関して次の改正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数市町村にわたって実施される促進事業の事業計画の認定等を当該計画策定市町村が属する都道府県または都道府県知事が処理する場合は、当該事業計画の認定の申請先を当該都道府県とすることとされた。 ・併せて、申請時に提出する申請書の様式についても、所要の改正が行われた。 ・事業計画の認定を受けようとする事業者が申請書を提出する際、事業者が盛土規制法に基づく許可を要する盛土等を当該事業計画に記載する場合は、当該許可の申請時に提出する申請書の記載事項と同様の事項を記載した様式および当該申請書に添付する必要がある書類を添付することとされた。 <p>公布 令和6年12月27日 施行 令和7年4月1日</p> <p>■事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件 (令和7年 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号)</p> <p>概要 事業者が取り組むよう努めるべき事項として、カーボンフットプリント等に関する内容が追加された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者が発注者の意向に沿った建設機械の稼働等の、バイオマス等の排出係数が小さい燃料・再生可能エネルギー等の排出係数が小さい電力を活用することや、製品単位の排出削減量が大きい建材等を活用することが追加された。 ・日常生活製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的取組として、カーボンフットプリント等の算定および表示に関する内容が追加された。 <p>公布 令和7年4月16日 適用 令和7年4月16日</p>
<p>その他</p>	<p>■公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則 (令和7年 公害等調整委員会規則第2号)</p> <p>概要 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法 (ウェブ会議方式) による当事者等の出頭等が可能となった。</p> <p>公布 令和7年3月28日 施行 令和7年4月1日</p>

<p>主な環境関連法令の改正情報 (令和6年9月～令和7年10月) 法令チェックなどにご利用ください。</p>	
<p>大気</p>	<p>■大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令 (令和7年 環境省令第4号)</p> <p>概要 水銀等の排出基準について、次の改正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、連続測定法を導入できることとし、併せて記録・保存義務が規定された。 ・銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る排出基準が強化された。 ・石炭ガス化複合発電施設 (IGCC施設) が水銀排出施設に追加され、排出基準が定められた。 <p>公布 令和7年2月17日 施行 令和7年10月1日</p>
<p>水質</p>	<p>■排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (令和6年 環境省令第29号)</p> <p>概要 電気めっき業に適用されている亜鉛含有量に関する現行の暫定排水基準が5年間延長 (令和11年12月10日まで) された。</p> <p>公布 令和7年2月17日 施行 令和7年10月1日</p> <p>■排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (令和7年 環境省令第17号)</p> <p>概要 現行の暫定排水基準は令和7年6月30日をもって適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について以下の改正が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ほう素に係る改正後の暫定排水基準 (令和10年9月30日まで延長) ほうろう鉄器製造業：30mg/L、金属鋳業：100mg/L、金属めっき業：30mg/L ②ふっ素に係る改正後の暫定排水基準 (令和10年9月30日まで延長) ほうろう鉄器製造業：10mg/L、金属めっき業(50ml未満)：40mg/L、金属めっき業(50ml以上)：15mg/L ③硝酸性窒素等に係る改正後の暫定排水基準 (令和10年9月30日まで延長) 豚房施設を有する畜産農業：400mg/L、牛房施設を有する畜産農業：廃止、貴金属製造・再生業：2,800mg/L ジルコニウム化合物製造業：廃止、モリブデン化合物製造業：1,300mg/L、バナジウム化合物製造業：1,350mg/L <p>公布 令和7年5月26日 施行 令和7年7月1日</p>
<p>化学物質</p>	<p>■①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項、P F O A 又はその塩の項又は P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令 (令和6年 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第2号)</p> <p>②化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項、P F O A 又はその塩の項又は P F H x S 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件 (令和6年 厚生労働省、経済産業省、環境省告示第8号)</p> <p>概要 ① P F O A の分枝異性体又はその塩およびペルフルオロオクタン酸関連物質が使用された消火器、消火器用消火薬剤および泡消火薬剤の取扱いに係る技術上の基準が定められた。また、泡消火薬剤等を入れた容器等の定期点検について、遠隔監視装置等を用いる場合の規定が追加された。</p> <p>② P F O A の分枝異性体又はその塩およびペルフルオロオクタン酸関連物質が、容器等に環境の汚染を防止するための措置等に関する事項を表示すべき物質に追加された。</p> <p>公布 令和6年12月10日 施行 令和7年1月10日</p>
<p>廃棄物</p>	<p>■廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令 (令和7年 環境省令第1号)</p> <p>概要 次のとおり廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項が定められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生部品または再生資源に対する需要の把握および供給に関する事項 ・再資源化の生産性の向上のための技術の向上に関する事項 ・温室効果ガスの量を削減するための設備の改良またはその運用の改善に関する事項 ・再生資源化の実施の目標の設定および当該目標を達成するための措置に関する事項 ・その他再資源化事業等の高度化および再資源化の実施の促進に関し必要な事項 <p>公布 令和7年1月16日 施行 令和7年2月1日</p> <p>■資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針 (令和7年 環境省告示第2号)</p> <p>概要 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 (令和6年 法律第41号) に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針が定められた。</p> <p>公布 令和7年1月16日 施行 令和7年2月1日</p> <p>■廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (令和7年 環境省告示第6号)</p> <p>概要 廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が改定された。</p> <p>公布 令和7年2月18日 施行 -</p> <p>■①食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 (令和7年 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)</p> <p>②食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を廃止する告示 (令和7年 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第2号)</p> <p>概要 ①食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年 法律第116号) に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針が定められた。</p> <p>②これまでの食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律基本方針が廃止された。</p> <p>公布 ①② 令和7年3月14日 適用 ① 令和7年3月14日</p>

環境セミナーを開催しました！

令和8年1月15日(木)、環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室長の中山直樹氏を講師にお迎えし、「福井の海を未来へ！海洋ごみ問題と私たちのアクション」をテーマに、県と共催で環境セミナーを開催しました。

海洋プラスチック問題の現状と影響や、国の最新施策、成功事例等を紹介いただきました。環境問題に関心のある県内企業、団体、自治体、会員など約50名が参加し、海洋ごみに関する理解を深めました。



左:当協議会アドバイザー 鈴木氏、右:環境省 中山氏



環境セミナーの様子

環境ふくい推進協議会からのお知らせ

環境ふくい
推進協議会
会員募集

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。環境問題に関心のある方、メルマガで環境関連のイベント等を知りたい方、当協議会主催イベント等に参加されたい方は、ぜひご入会ください！

年会費

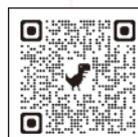
- 個人会員：500円(1口以上何口でも可)
- 企業会員：10,000円(1口以上何口でも可)
- 団体会員：無料



入会案内ページ

環境アドバイザー制度をご活用ください！

環境に関する学習会やイベントで、指導者や講師にお困りの方へ「環境アドバイザー」を派遣しています。保育園や幼稚園、小学校、町内会、公民館、企業など、例年130件ほどご利用いただいています。どうぞ、お気軽にご相談ください！



環境アドバイザーについて

お問い合わせ

環境ふくい推進協議会事務局

福井県自然環境課内
(自然体験・自然観察関係について)

TEL 0776-20-0306

E-mail shizen@pref.fukui.lg.jp

福井県環境政策課内
(その他の分野)

TEL 0776-20-0301

E-mail kanky@pref.fukui.lg.jp

編集・発行 令和8年3月(年1回)通巻第78号

環境ふくい推進協議会(福井県エネルギー環境部環境政策課)
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0301

FAX 0776-20-0734

E-mail kanky@pref.fukui.lg.jp



ホームページ



Instagram



Facebook

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。